

一般社団法人 北海道建築士会札幌支部規約

(名称)

第1条 この支部は、一般社団法人北海道建築士会札幌支部（以下「支部」という）と称する。

(目的)

第2条 支部は、一般社団法人北海道建築士会（以下「本部」という）定款に規定する目的達成のため必要な事業を行う。

(事務所)

第3条 支部の事務所は、札幌市に置く。

(区域)

第4条 この支部の区域は、札幌市域及び近郊市町村とする。

(役員)

第5条 支部に次の役員を置く。

支部長 1名

副支部長 5名以内

支部理事 50名以内

支部監事 2名

(役員を選任)

第6条 支部長、副支部長、支部理事、支部監事は、支部総会において正会員の中から互選する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第8条 役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用は本会規定に基づき支払うものとする。

(名誉顧問、顧問、相談役)

第9条 支部に名誉顧問、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉顧問、顧問、相談役は、支部長の諮問に応じて支部理事会で承認する。

3 名誉顧問、顧問及び相談役は、支部長の諮問に応じて会議に出席して意見を述べることができる。

(会費)

第10条 支部は、本会で定める会費の他に支部会費を徴収することができる。ただし、その理由を付して、本部総会で承認を得なければならない。

(会費の納入)

第11条 会員は、所属する支部を通じて、又は本部へ直接会費を納入しなければならない。

(経費及び事業年度)

第12条 支部の経費は、本部からの支部交付金、事業から生じる収入、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(支部総会)

第13条 支部総会は、支部定時総会として毎事業年度終了後、1か月以内に開催し、支部長が招集する。

2 臨時支部総会は、理事会において必要と認めるとき、又は支部正会員3分の1以上から開催の請求があったときは支部長が招集する。

3 支部総会の議決事項は次の各号とする。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 支部規約に関する事
- (3) 支部役員を選定
- (4) その他支部長が必要と認めた事項

(支部理事会)

第14条 支部理事会は、支部長が必要と認めるとき開催する。

2 支部理事会の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 支部事業の計画及び収支予算
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 支部規約運営細則の制定または変更
- (4) その他支部長が必要と認めた事項

3 支部長は、前項第1号の事業計画及び収支予算について事業年度の前年の10月末日までに会長に報告するものとする。

(会議の決議)

第15条 会議の議長は、支部長が務める。

- 2 総会は、正会員の1/5以上の出席、支部理事会は理事の1/3以上の出席により成立する。
- 3 会議の決議は、出席者の過半数をもって行う。また、可否同数のときは、議長が決する。
- 4 規約の変更は、出席正会員の3分の2以上の同意を必要とする。
- 5 欠席する正会員は、出席する正会員へ委任することができる。
- 6 委任は電子データによるものも可とする。

(事務局)

第16条 支部の事務を処理するため事務局を置き、事務局長、事務局次長及び事務職員は支部長が選定する。ただし、報酬が伴うときは報酬を受ける者と会長との契約とするが、現場での監理監督は支部長が行うものとする。

(決算及び監査)

第17条 支部の会計は、毎年度末に決算して、支部監事の監査を受け、会計年度終了後1か月以内に、監事の意見を付して支部総会の承認を受け、会長に報告するものとする。

(会計)

第18条 支部の会計は、本部が定めた会費規則、会計処理規則、事務局職員就業規則、契約職員就業規則、臨時職員就業規則、パートタイム職員就業規則、費用弁償報酬規程及び会員の旅費規定によるものとする。

(運営委員会の設置)

第19条 この支部の円滑な運営推進のため、支部長、副支部長、実行委員長、事務局長および事務局次長（財務担当）からなる運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、この支部の運営を掌理する。
- 3 運営委員会は、この支部の運営権の行使について、理事会に対し、連帯して責任を負う。
- 4 運営委員会は、支部長が議長となり必要の都度開催する。
- 5 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(実行委員会)

第20条 支部の事業を推進するため、支部理事会の決議により、実行委員会を設置することができるとともに支部総会に報告するものとする。

- 2 実行委員会の委員は、会員及び学識経験者から支部長が委嘱する。

- 3 実行委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、支部理事会の決議による。

(分会)

第21条 第4条の地域で、遠隔の地区や相当数の会員をもつ地区で支部活動の円滑化を図るため特に必要と認めるときは、支部総会の承認を経て支部の補助機関として分会を設けることができる。

- 2 分会は、第1条から第13条までの支部を分会、支部長を分会長、副支部長を副分会長及び支部理事を分会理事と読み替えて規約を作成することができる。

(支部規約運営細則の制定)

第22条 この規約で特に明示していない事項はすべて支部規約運営細則によるものとする。この細則は理事会で定める。

附則：この規約は、令和3年1月27日から施行する。